

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年五月二十四日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年五月十六日
指定に係る道路の位置	<p>飯能市大字川寺二百十八―四から 二百十八―五まで</p> <p>飯能市大字川寺二百十八―一から 二百十八―五まで</p> <p>飯能市大字笠縫四百十七―十二から 四百二十五―二まで</p> <p>飯能市大字川寺四百九十四―二</p> <p>飯能市大字笠縫九十七―十六から 二百七十九―三まで</p> <p>飯能市大字笠縫百六十四―四から 百六十四―七まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十六・六</p> <p>四十五・八</p> <p>五十五・六九</p> <p>三十五・六一</p> <p>九十六・六</p> <p>二十六・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>十二・〇</p> <p>六・〇</p>